

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定

〃

○ 〃

〃

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧道路の位置の指定

経営支援課
建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

○ 〃

〃

【公安委員会】

○ 犯罪被害者等早期援助団体の住所等の変更

県民応接課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
すずらん薬局	津山市田町86-4	R2.10.1
片上薬局	備前市伊部2408-8	R2.10.1
加茂歯科医院	津山市加茂町桑原70-1	R2.11.1
おさふねフレンズ歯科	瀬戸内市長船町服部字窪512-12	R2.11.1

◎岡山県告示第六百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
エヌマイン薬局田町店	津山市田町86-4	R2.9.30
片上薬局	備前市伊部2408-8	R2.9.30
水田小児科医院	玉野市宇野8-2-16	R2.10.25
加茂歯科医院	津山市加茂町桑原70-1	R2.10.31

◎岡山県告示第六百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
有限会社ベルゼイ	倉敷市東塚7-4-22	ケアビレッジやすらぎ	浅口市鴨方町深田513-1	R2.11.5

◎岡山県告示第六百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
有限会社ベルゼイ	倉敷市東塚7-4-22	ケアビレッジやすらぎ	浅口市鴨方町深田513-1	R2.11.5

令和2年12月15日 岡山県公報 第12253号

◎岡山県告示第六百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

井原市

二 事業の種類

井原市美星天文台駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県井原市美星町大倉字五万原地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

井原市美星天文台駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である井原市は、本件事業を井原市第七次総合計画前期基本計画に基づき、生涯学習の充実及び観光の振興のために実施するものであり、また、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、現在、星空観察の環境の整備や利用者の関心の高まりにより、週末や繁忙期を中心に駐車場が不足し、路上駐車等が頻発する状況となっているため、新たに駐車場を整備することで地域住民の交通安全の確保や利用者の安全性や利便性の向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①事業に必要な面積が確保されること、②

経済性に優れること、③周辺への影響が最小限となることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっており、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地の土地は文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)における周知の埋蔵文化財包蔵地内に所存するが、当該包蔵地については井原市教育委員会と協議を行い、必要に応じて適切な措置を講ずることとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、周辺道路の路上駐車防止、利用者の安全確保及び交通事故の発生抑制に寄与するものであり、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

井原市役所(市民生活部美星振興課)

令和2年12月15日 岡山県公報 第12253号

〔五五六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ湯郷店

所在地 美作市湯郷一二三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

ア 株式会社マルイ 午前十時から午後十時

イ 株式会社ワッツ西日本販売 午前十時から午後十時

(変更後)

ア 株式会社マルイ 午前九時から午後十時

イ 株式会社ワッツ西日本販売 午前九時から午後十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後十時十五分まで

(変更後) 午前八時四十五分から午後十時十五分まで

4 変更年月日

令和二年十二月七日

令和2年12月15日 岡山県公報 第12253号

二 届出年月日

令和二年十二月四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年十二月十五日から令和三年四月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市経済部商工観光課

令和2年12月15日 岡山県公報 第12253号

〔五五七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇三一号 令和二年十二月四 日	都窪郡早島町早島字市場三八七番五	五・〇二	二〇・〇〇

令和2年12月15日 岡山県公報 第12253号

〔五五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字杉ノ木一七三九―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西富井一〇八〇―七セジュール二一A棟A一〇二

鶴瀬 嘉朗

三 許可番号

岡山県指令建指第二四八号

令和2年12月15日 岡山県公報 第12253号

〔五五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字仏生田一三八八一二、一三八八一六、一三八八一八、一三八八一九、

一三八八一〇、一三八八一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三三二キャトルクラルテD

福井 龍聖

三 許可番号

岡山県指令建指第三一〇号

◎岡山県公安委員会告示第二百一号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）第三条第一項の規定により、公益社団法人被害者サポートセンターおかやまから住所及び援助事業を行う事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

令和二年十二月十五日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

- (1) 住所 岡山市北区蕃山町一番二〇号 岡山県開発公社ビル
- (2) 援助事業を行う事務所の所在地 岡山市北区蕃山町一番二〇号 岡山県開発公社ビル

2 変更後

- (1) 住所 岡山市北区内山下二丁目二番一五号
- (2) 援助事業を行う事務所の所在地 岡山市北区内山下二丁目二番一五号

二 変更年月日

令和三年一月十二日